福山市インターンシップ等に関する協定書

福山市インターンシップ＆オープン・カンパニ―実施要綱の規定に基づき、福山市（以下「市」という。）と（以下「大学等」という。）の間において、以下のとおり協定を締結する。

（実習生の受入）

第１条　市は、大学等に所属する学生及び生徒の職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることを目的として、実習生名簿に記載された者を実習生として受け入れるものとする。

（実習生の名前等）

第２条　実習生の名前、受入部署及び実習期間は実習生名簿のとおりとする。

（実習時間）

第３条　実習生が実習を行う時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、市が特に必要と認める場合には、これを別に定めることができる。

（報酬等）

第４条　市は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

（実習生の身分）

第５条　市は、実習生に対し、市の職員としての身分を付与しない。

（誓約書）

第６条　実習生は、次条から第１１条までに規定する義務等を遵守するよう、市に対して誓約書（様式第３号）を本協定締結後、就業体験開始の前までに大学等を経由して提出しなければならない。また、大学等は実習生に対し、この誓約の遵守について指導しなければならない。

（実習に専念する義務）

第７条　大学等は、実習生に対し、市の職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない旨を指導、徹底するものとする。

（法令遵守義務）

第８条　大学等は、実習生に対し、実習時間中は、市の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない旨を指導、徹底するものとする。

（信用失墜行為の禁止）

第９条　大学等は、実習生に対し、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない旨を指導、徹底するものとする。

（秘密を守る義務）

第１０条　大学等は、実習生に対し、実習上知り得た秘密を漏らしてはならず、また、実習終了後においても同様とする旨を指導、徹底するものとする。

２　大学等は、実習生に対し、個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない旨を指導、徹底するものとする。

（１）実習生は、この実習に関して知り得た個人情報を実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても市の指示によるところとする。

（２）実習生は、市の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

３　大学等は、実習生に対し、実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に市長の承認を得なければならない旨を指導、徹底するものとする。

（実習中における事故の責任等）

第１１条　大学等及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

２　市は、実習受入れ先での安全確保にあたることとし、大学等及び実習生は、実習中及び実習先への往復の途上における事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

３　実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、市に対し、その損害を賠償しなければならない。

４　実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。ただし、その損害等が市の責に帰する理由による場合においてはこの限りではない。

５　実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等及び実習生は、当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

（実習の取消）

第１２条　市は、実習生が第６条から前条までの規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を取消することができる。この場合、市は大学等にその旨を通知するものとする。

（実習の証明）

第１３条　市は、大学等が実習生の実習内容について証明を求めてきたときはこれを行うものとする。

（その他）

第１４条　この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、又は改正の必要が生じたときは、市、大学等協議の上決定するものとする。

　本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、市、大学等、それぞれ記名捺印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　市

　　　　印

　　　　　　　　　　　　大学等

　　　　印

実 習 生 名 簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実習生名前 | 受入部署 | 実習期間 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |